伊万里市原子力災害避難計画

伊万里市

（令和３年１２月２８日改訂）

目　　次

第１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第３　避難計画
　１　避難計画の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　２　原子力災害対策重点区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　３　避難計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　４　地区別の避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第４　行動計画
　１　行動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　２　避難指示等の伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　３　安定ヨウ素剤の配布・服用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　４　避難所の開設、運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　５　緊急時モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　６　行政機能の移転　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

別紙１－１　伊万里市原子力災害避難計画の概要・・・・・・・・・・　７
別紙１－２　伊万里市原子力災害避難計画の概要図・・・・・・・・・　８
別紙２　伊万里市原子力災害避難計画に係る主要避難経路図・・・　９
別紙３　地区別避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
別紙４　避難の指示等の伝達時の留意点・・・・・・・・・・・・・・　２７
別紙５　避難所での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

第１　計画の目的

「伊万里市原子力災害避難計画」（以下「本計画」という。）は、伊万里市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、玄海原子力発電所で万が一に原子力災害が発生した場合に備え、放射線の影響を最小限に抑える避難等の防護措置を確実なものとすることを目的に作成する。

第２　計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）並びに原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づき作成した「伊万里市地域防災計画（原子力災害対策編）」の避難に関する計画を具体化するものである。

なお、本計画は、原子力災害対策指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、伊万里市地域防災計画（原子力防災対策編）と連動し、適宜見直しを行うものとする。

第３　避難計画

１　避難計画の考え方

（1）本計画では、伊万里市全域の市民等を、原子力発電所から半径３０キロ圏外の市外に避難できるよう避難経路、避難所等を確保することを基本としているが、原子力災害の規模に応じて、措置の内容及び対象区域が限定的になることもあり得る。

（2）市域全てを、緊急時防護措置を準備する区域（以下ＵＰＺ）とし、原子力災害の事態の推移及び時間的な推移に応じて、予防的な防護措置を実施する。

（3）避難等の防護措置が必要な区域及び措置の内容（避難、一時移転、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）は、事故の状況及び気象状況等に応じ、国、県又は市が連携、調整したうえで設定し、市民等に対する指示は市が行う。

（4）避難先については、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

（5）円滑な避難のため、避難路は可能な範囲で分散するよう努めるものとする。

（6）市民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画とし、避難時の混乱を避ける観点から、原則として避難路及び避難先は単一とする。ただし、避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の市民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておくものとする。

２　原子力災害対策重点区域の設定

本計画での原子力災害対策重点区域の具体的な範囲は、次のとおりとする。

予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）	該当区域なし
緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	市内全域

３　避難計画の概要

（防災危機管理課、関係各課）

本計画で定める避難は、市域全域の市民等を原子力発電所から半径３０キロ圏外の市町（３市２町）に定めた避難所への広域避難とする。

※別紙 1-1　**伊万里市原子力災害避難計画の概要**

※別紙 1-2　**伊万里市原子力災害避難計画の概要図**

（１）避難の方法

ア　避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、付近住民との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し、市等の保有する車両にて避難を行う。

イ　アの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

ウ　避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

エ　避難を円滑に実施するため、主要避難経路（幹線道路等）を通ることを基本とし、主要避難経路から避難所（施設）までの間は、避難受入市町の協力を得て誘導員を配置し、誘導を行う。

※別紙 2-1～3　**伊万里市原子力災害避難計画に係る主要避難経路図**

また、市は主要避難経路について、事前に市民に対して十分に周知を行う。

なお、避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通規制及び交通整理・誘導、区域外からの車両等の進入制限が実施される。

（２）避難行動要支援者の避難の方法

ア　在宅の避難行動要支援者については、市が策定した「避難行動要支援者の個別避難計画」に基づき、支援者や自治会、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等の周辺住民の支援を受け避難を行うものとする。

イ　学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

４　地区別の避難計画

（防災危機管理課、関係各課）

本計画で定める地区ごとの避難計画は、次のとおりとする。

※別紙３　**地区別避難計画**

第４　行動計画

１　行動計画

（統括班、各班）

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を覚知した場合は、佐賀県地域防災計画（原子力災害対策）及び伊万里市地域防災計画（原子力災害対策編）に準拠し行動するものとする。

２　避難指示等の伝達

（統括班、各班）

市は、警戒事態等の発生に伴い、国、県により防護対策区域が決定された場合は、防災行政無線、ケーブルテレビ、携帯電話のメール（緊急速報メール、防災ネットあんあん）、広報車、消防団員等による戸別訪問、その他実情に即した方法（市ホームページ、ツイッター、ラジオ放送等）などのあらゆる手段を利用して避難指示及び屋内退避等の情報を速やかに市民等へ伝達する。

※別紙４　**避難の指示等の伝達時の留意点**

３　安定ヨウ素剤の配布・服用

（保健班、総務班）

市は、国から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示があったときは、速やかに市民等へその指示を伝達し配布・服用させる。

４　避難所の開設、運営

（援護班、統括班、各班）

（１）市は、避難所に職員を派遣し、市災害対策本部、受入市町並びに避難市民との連絡調整に当たらせる。

（２）市は、避難所開設の際には、受入市町の協力を得て、入口受付にて避難市民の避難状況を把握する。

※別紙５　**避難所での留意点**

５　緊急時モニタリングの実施

（衛生班、統括班）

市は、県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合に開始する、緊急時モニタリングに協力するものとし、その内容は、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等とする。

６　行政機能の移転

（情報班、統括班、各班）

（1）市の庁舎が避難対象区域に該当する場合には、あらかじめ定めた機能移転先に移転する。

※市の行政機能の移転先は、旧山内庁舎とする。

（2）市は、行政機能を移転する場合には、その旨を避難対象区域外の市民に周知する。

（3）行政機能移転に当たっては、市民等の避難を優先するとともに災害対策本部機能を移転させ、その業務を遂行できるように努める。

伊万里市原子力災害避難計画の概要

伊万里地区	→	有田町
牧島地区	→	有田町
大坪地区	→	太良町
立花地区	→	鹿島市
大川内町	→	武雄市・嬉野市
黒川町	→	武雄市
波多津町	→	武雄市
南波多町	→	武雄市
大川町	→	鹿島市
松浦町	→	嬉野市
二里町	→	嬉野市
東山代町	→	武雄市
山代町	→	武雄市

別紙1-2

伊万里市原子力災害避難計画の概要図

別紙 2-1

伊万里市原子力災害避難計画に係る主要避難経路図

別紙 2-2

伊万里市原子力災害避難計画に係る主要避難経路図

別紙 2-3

伊万里市原子力災害避難計画に係る主要避難経路図

別紙 2-4

伊万里市原子力災害避難計画に係る主要避難経路図

別紙３

地区別避難計画

伊万里地区

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所 市町名	避難所 施設名
1	東新町	85	立町公民館	国202→国35	有田町	黒牟田街なみ集会場
2	上仲町	42	旧重松酒店	国202→国35	有田町	有田工業高校
3	仲町	22	旧前田病院	国202→国35	有田町	有田工業高校
4	本町一丁目	14	旧前田病院	国202→国35	有田町	有田工業高校
5	本町二丁目	37	地蔵院	国202→国35	有田町	有田工業高校
6	本町三、四丁目	40	本岡金物店	国202	有田町	原明公民館
7	搦町	49	上土井町公民館	国202	有田町	北ノ川内公民館
8	今町	81	元町公民館	国202→県298	有田町	曲川小学校
9	元町	99	元町公民館	国202	有田町	上内野公民館、下内野公民館
10	立町	63	立町公民館	国202→県298	有田町	曲川小学校
11	朝日町	34	立町公民館	国202→国35	有田町	有田工業高校
12	幸善町	57	旧前田病院	国202→国35	有田町	有田町生涯学習センター
13	下土井町	87	下土井町公民館	国202→県298	有田町	曲川小学校
14	上土井町	72	上土井町公民館	国202	有田町	有田町多世代交流センターゆいたん
15	浜町	99	浜町公民館	国202	有田町	有田町多世代交流センターゆいたん
16	上黒尾	49	伊万里コミュニティセンター	国202→国35	有田町	有田工業高校
17	相生町	53	伊万里コミュニティセンター	国202→国35	有田町	有田工業高校
18	船屋町	155	伊万里コミュニティセンター	国202→国35	有田町	8区区民センター
				国202→県344	有田町	有田町福祉保健センター
19	松島	764	伊万里コミュニティセンター	国202→国35	有田町	炎の博記念堂
				国202→県344		有田町福祉保健センター
				国202		上本公民館
20	下松島	272	伊万里コミュニティセンター	国202→国35	有田町	有田町生涯学習センター
21	陣内	166	陣内公民館	国202→国35	有田町	2区公民館、【有田町生涯学習センター】
22	脇田	1,653	脇田公民館	国202→国35	有田町	九州陶磁文化館、有田町文化体育館、佐賀大学有田キャンパス芸術地域デザイン学部（旧有田窯業大学校）、丸尾公民館、【有田中部小学校】
23	平山	177	平山集落農事集会所	国202→国35	有田町	有田中部小学校
24	岩立	74	岩立公民館	国202→国35	有田町	本町公民館、戸杓公民館
25	木須町木須東	669	木須東公民館	国202→国35	有田町	有田工業高校
26	弁天町	592	弁天町集会所	国202→国35	有田町	泉山体育館、有田小学校
27	蓮池町	99	蓮池町公民館	国202→国35	有田町	佐賀県窯業技術センター
28	上ノ山	1,013	上ノ山公民館	国202→国35	有田町	有田中学校、白川公民館、3区公民館、桑古場公民館
	計	6,617				【】の施設は予備施設

牧島地区

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	木須町木須西	527	木須町 木須西公民館	国202	有田町	有田町体育センター、上山谷公民館、下山谷公民館
2	本瀬戸	230	本瀬戸公民館	国202	有田町	西有田中学校
3	中通	248	中通公民館	国202	有田町	大山小学校
4	早里	167	早里公民館	国202	有田町	西有田中学校
5	漁港	141	漁港公民館	国202	有田町	大木宿公民館、立部公民館、広瀬公民館
6	釘島	28	釘島公民館	国202	有田町	広瀬山公民館
計		1,341				

大坪地区

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国：国道、県：県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	栄町	1,027	栄町公民館、栄町ウェルネスホーム”支温の家”	県53→国498→国207	太良町	自然休養村管理センター、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館、Ｂ＆Ｇ海洋センター第２体育館
2	柳井町	431	柳井町公民館	県53→国498→国207	太良町	大浦小学校
3	白野	861	白野公民館	県53→国498→国207	太良町	総合福祉保健センターしおさい館
4	永山	130	永山公民館	県53→国498→国207	太良町	竹崎公民館、【大浦中学校】
5	屋敷野	102	屋敷野公民館	県53→国498→国207	太良町	県立太良高等学校
6	上古賀	259	古賀公民館	県53→国498→国207	太良町	県立太良高等学校
7	下古賀	229	古賀公民館	県53→国498→国207	太良町	県立太良高等学校
8	祇園町	274	祇園町公民館	県53→国498→国207	太良町	太良町民体育センター
9	六仙寺	446	六仙寺公民館	県53→国498→国207	太良町	大浦公民館、道越公民館、亀ノ浦公民館、【太良町民体育センター】
10	東円蔵寺	709	東円蔵寺公民館	県53→国498→国207	太良町	大浦中学校
11	西円蔵寺	730	西円蔵寺公民館	県53→国498→国207	太良町	多良小学校、中央公民館
12	長生園	18	長生園			**福祉施設**
13	みどりが丘	207	みどりが丘公民館	県53→国498→国207	太良町	大浦中学校
14	あさひが丘	953	あさひが丘公民館	県53→国498→国207	太良町	総合福祉保健センターしおさい館、【大浦小学校】
15	つつじヶ丘	1,153	つつじヶ丘公民館	県53→国498→国207	太良町	多良中学校、太良町活性化センター、【太良町民体育センター、県立太良高等学校】
16	グランパランいまり	23	グランパランいまり			**福祉施設**
計		7,552				【】の施設は予備施設

立花地区

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所 市町名	避難所 施設名
1	新天町1区	327	新天町公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	林業体育館
2	新天町2区	684	新天町公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	市民交流プラザ
3	新天町3区	411	新天町公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	古枝小学校、佐賀県農業協同組合鹿島支所
4	立花台一丁目	440	立花台一丁目公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	東部中学校
5	立花台二丁目	468	立花台二丁目公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	明倫小学校、【市民交流プラザ】
6	立花台三丁目	1,480	立花台三丁目公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	鹿島市民体育館、のごみふれあい楽習館、【東部中学校、佐賀県農業協同組合鹿島支所】
7	立花台四丁目	190	立花台四丁目公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	七浦小学校
8	富士町	1,206	富士町公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	鹿島高等学校（大手門学舎）、高津原コミュニティセンターかんらん、鹿島市民球場、七浦小学校音成分校、【鹿島市民武道館、市民交流プラザ】
9	渚	729	渚公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	臥竜ヶ岡体育館、漁村センター、北鹿島公民館、林業センター、【林業体育館、七浦小学校】
10	南ヶ丘	1,597	南ヶ丘公民館	県26→国35→県498→国207	鹿島市	西部中学校、七浦海浜スポーツ公園体育館、浜小学校、【市民交流プラザ】
11	新天町中井樋	273	龍神宮	県26→国35→県498→国207	鹿島市	鹿島市民武道館
12	向陽園	79	向陽園			**福祉施設**
	計	7,884				【】の施設は予備施設

大川内地区

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国：国道、県：県道）	避難所 市町名	避難所 施設名
1	岩谷	140	岩谷公民館	県26→国35→国34	武雄市	川登中学校
2	小石原	118	小石原公民館	県26→国35→国34	武雄市	北方保健センター
3	市村	429	市村公民館	県26→国35→国34→国498	武雄市	小野原公民館
				県26→県257→県38		武内公民館
				県26→国35→国34→国498→県36		北方東体育館
4	市山	75	市山公民館	県26→国35→国34	武雄市	川登中学校
5	大川内山	167	大川内山公民館	県26→国35→国34→国498	嬉野市	塩田保健センター、旧久間研修センター
6	正力坊	143	正力坊公民館	県26→国35→国34	武雄市	川登中学校
7	吉田	212	吉田公民館	県26→国35→国34	武雄市	東川登公民館
				県26→国35→県45	武雄市	庭木公民館
8	福野	245	福野公民館	県26→国35→国34→国498	嬉野市	塩田小学校
9	平尾	542	平尾公民館	県26	武雄市	大野コミュニティセンター、山内西小学校立野川内分校
				県26→国35→国34	武雄市	内田公民館
				県26→国35→国34→県24	武雄市	八並コミュニティセンター
				県26→国35→国34→県345	武雄市	花島公民館
計		2,071				【】の施設は予備施設

地区別避難計画

黒川町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	福田	87	福田公民館	国202→国35→県45→県38	武雄市	武内小学校
2	浦潟	57	浦潟公民館	国202→国35→県45→県38	武雄市	武内小学校
3	干潟	43	干潟公民館	国202→国35→県45→県38	武雄市	武内小学校
4	大黒川	264	大黒川公民館	国202→国35→県45→県38	武雄市	武内小学校
5	奥野	85	奥野公民館	国202→国35→県45→県38	武雄市	武内小学校
6	塩屋	339	塩屋公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内中央公園武道館
7	小黒川	235	小黒川公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内中学校
8	浦分	179	浦分公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内中学校
9	黒塩	67	黒塩公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内西小学校
10	椿原	117	椿原公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内中学校
11	清水	34	清水公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内農村環境改善センター
12	横野	37	横野公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内農村環境改善センター
13	立目	59	立目公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内農村環境改善センター
14	牟田	55	牟田公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内農村環境改善センター
15	花房	60	花房公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内農村環境改善センター
16	畑川内	187	畑川内公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内西小学校
17	長尾	86	長尾公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内中学校
18	真手野	158	真手野公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内西小学校
19	名村団地	488	名村団地公民館	国202→国35→県26	武雄市	山内中央公園スポーツセンター
20	敬愛園	3	敬愛園			**福祉施設**
	計	2,640				

波多津町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	木場	171	木場公民館	国498	武雄市	橘公民館、上野公民館
2	筒井	174	筒井公民館	国498	武雄市	橘小学校
3	井野尾	88	井野尾公民館	国498	武雄市	橘小学校
4	田代	80	田代公民館	国498	武雄市	若木小学校
5	板木	108	板木公民館	国498→県38	武雄市	武雄北中学校
6	津留主屋	62	津留主屋公民館	国498	武雄市	若木小学校
7	中山	115	中山公民館	国498	武雄市	若木小学校
8	畑津	94	畑津公民館	国498	武雄市	橘小学校
9	内野	173	内野公民館	国498	武雄市	若木小学校
10	煤屋	109	煤屋公民館	国498→県38	武雄市	武雄北中学校
11	馬蛤潟	80	馬蛤潟公民館	国498	武雄市	橘小学校
12	辻	149	辻公民館、浦公民館	国498→県38	武雄市	武雄北中学校
13	浦	609	浦公民館	国498→国34	武雄市	北方小学校
	計	2,012				

地区別避難計画

南波多町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	古川	92	古川公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方スポーツセンター
2	笠椎	240	笠椎公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方公民館
3	大川原	219	大川原公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方公民館
4	小麦原	106	小麦原公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方中学校
5	府招下	131	府招下公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方公民館
6	府招上	258	府招上公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方スポーツセンター
7	原屋敷	250	原屋敷公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方中学校
8	井手野	393	井手野公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方中学校
9	高瀬	114	高瀬公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方スポーツセンター
10	大曲	92	大曲公民館	国498→県331→国34	武雄市	木ノ元公民館、馬神公民館
11	水留	120	水留公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方スポーツセンター
12	古里	105	古里公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方公民館
13	谷口	74	谷口公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方スポーツセンター
14	重橋	113	重橋公民館	国498	武雄市	若木公民館
15	開拓	1	高瀬公民館	国498→県331→国34	武雄市	北方スポーツセンター
	計	2,308				

大川町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国：国道、県：県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	宿	314	宿公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島高等学校（赤門学舎）
2	片竹	72	隣保館	国498→国207	鹿島市	鹿島小学校
3	戸石川	166	戸石川公民館	国498→国207	鹿島市	北鹿島体育館
4	井手口	182	井手口公民館	国498→国207	鹿島市	北鹿島体育館
5	長野	192	長野公民館	国498→県208	鹿島市	能古見小学校
6	川西	176	川西公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島小学校
7	相の谷	0	川西公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島小学校
8	駒鳴	260	駒鳴公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島市生涯学習センター
9	立川	371	立川公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島高等学校（赤門学舎）
10	山口	183	山口公民館	国498→国207	鹿島市	北鹿島小学校
11	東田代	90	東田代公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島市生涯学習センター
12	川原	150	川原公民館	国498→国207	鹿島市	鹿島小学校
	計	2,156				

地区別避難計画

松浦町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国：国道、県：県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	東分	213	東分公民館	国498	嬉野市	塩田中学校
2	上原	125	上原公民館	国498	嬉野市	塩田中学校
3	下分	388	下分公民館	国498	嬉野市	嬉野市コミュニティセンター、【塩田中学校】
4	下平	193	下平公民館	国498	嬉野市	嬉野市社会文化会館
5	梅岩	77	梅岩公民館	国498	嬉野市	嬉野市社会文化会館
6	岳坂	124	岳坂公民館	国498	嬉野市	嬉野市中央公民館
7	村分	138	村分公民館	国498	嬉野市	嬉野市中央公民館
8	藤川内	198	藤川内公民館	国498	嬉野市	嬉野市中央公民館
9	久良木	56	久良木公民館	国498	嬉野市	嬉野市中央公民館
10	宿分	207	宿分公民館	国498→県208	嬉野市	五町田小学校
11	上分	185	上分公民館	国498	嬉野市	嬉野市社会文化会館
12	中通	154	中通公民館	国498	嬉野市	嬉野市社会文化会館
13	金石原	82	金石原公民館	国498	嬉野市	塩田中学校
	計	2,140			【】の施設は予備施設	

二里町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国：国道、県：県道）	避難所 市町名	避難所 施設名
1	東八谷搦	1,823	東八谷搦公民館	国202→国35→国34	嬉野市	嬉野高等学校（嬉野校舎）、嬉野中学校、嬉野市不動ふれあい体育館
				国202→国35→国34→国498		久間小学校
2	西八谷搦	568	西八谷搦公民館	国498→県326→国202→国35→国34	嬉野市	嬉野市中央体育館
				国498→県326→国202→国35→国34→県28		【式浪公民館、下野公民館、今寺区公民館】
3	川東	1,525	川東公民館	国498→県326→国202→国35→国34	嬉野市	嬉野小学校、吉田公民館、亀頭六集落センター、【三坂区公民館】
				国498→県326→国202→国35→国34→県28		嬉野高等学校（塩田校舎）、大草野小学校、【大草野研修センター】
4	大里	1,233	大里公民館	国498→県326→国202→国35→国34	嬉野市	嬉野市文化センター、轟小学校、吉田中学校、老人福祉（保健）センター
				国498→県326→国202→国35→国34→県28		【大草野南区公民館】
5	福母	183	福母公民館	国202→国35→国34	嬉野市	大野原小中学校
6	内の馬場	234	内の馬場公民館	国202→国35→国34	嬉野市	うれしの市民センター、下岩屋公民館、上岩屋集会所、大野原コミュニティセンター
7	金武	432	金武公民館	国202→国35→国34	嬉野市	吉田小学校
8	作井手	180	作井手公民館	国202→国35→国34	嬉野市	中通公民館、春日公民館、皿屋公民館、納戸料公民館、【嬉野市中央体育館】
9	中田	141	中田公民館	国202→国35→国34	嬉野市	東吉田公民館、両岩公民館、温泉区公民館
10	吉野	103	吉野公民館	国202→国35→国34	嬉野市	うれしの特別支援学校
11	川内	112	川内公民館	国202→国35→国34	嬉野市	うれしの特別支援学校
12	古子	63	古子公民館	国202→国35→国34	嬉野市	うれしの特別支援学校
計		6,597			【】の施設は予備施設	

東山代町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国:国道、県:県道）	避難所	
					市町名	施設名
1	里	1,175	里公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	朝日小学校、武雄小学校、【武雄市文化会館】
2	福和	95	福和公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄市文化会館
3	長浜	2,115	長浜公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄市文化会館
4	日尾	128	日尾公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	中野区自治公民館、【御船が丘小学校】
5	天神	153	天神公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	朝日公民館
6	脇野	363	脇野公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄市文化会館
7	浦川内	322	浦川内公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	御船が丘小学校
8	東大久保	168	東大久保公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	御船が丘小学校
9	大久保	379	大久保公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	宇宙科学館
10	福住	281	福住公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄市文化会館
11	国見	106	国見公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	御船が丘小学校
12	下分	9	下分公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄市文化会館
13	滝川内	144	滝川内公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	繁昌自治公民館、【甘久自治公民館】
14	辻の堂	6	辻の堂公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	宇宙科学館
15	川内野	132	川内野公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	川良区自治公民館、【甘久自治公民館】
16	日南郷	12	日南郷公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	宇宙科学館
計		5,588			【】の施設は予備施設	

山代町

No.	地区名	人口 R3.12	集合場所	主要避難経路（国：国道、県：県道）	避難所 市町名	避難所 施設名
1	楠久津	534	楠久津公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄高等学校
2	楠久	766	楠久公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	東川登小学校
				国498→県326→国202→国35→県104		矢筈コミュニティセンター、山内東小学校舟原分校
3	福川内	106	福川内公民館	国498→県326→国202→国35	武雄市	山内東小学校
4	城	127	城公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄高等学校
5	峰	101	峰公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄高等学校
6	鳴石	241	鳴石公民館	国498→県326→国202→国35→県45	武雄市	高瀬コミュニティセンター、犬走区公民館
7	久原一区	422	原公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄青陵中学校
8	久原二区	622	山代公民館	国498→県326→国202→国35	武雄市	武雄中学校
9	久原三区	208	久原三区事務所	国498→県326→国202→国35→県45	武雄市	西川登小学校
10	浦之崎	284	浦崎公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	西川登小学校、【西川登公民館】
11	川南	208	川南公民館	国498→県326→国202→国35	武雄市	山内東小学校
12	立岩	192	立岩公民館	国498→県326→国202→国35→県45	武雄市	西川登小学校
13	向山	185	向山公民館	国498→県326→国202→国35	武雄市	武雄中学校
14	西分	223	西分公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄青陵中学校
15	西大久保	56	西大久保公民館	国498→県326→国202→国35→国34	武雄市	武雄青陵中学校
16	野々頭	62	野々頭公民館	国498→県326→国202→国35	武雄市	武雄中学校
17	東分	91	東分公民館	国498→県326→国202→国35	武雄市	武雄中学校
計		4,428				

別紙４

避難の指示等の伝達時の留意点

（情報班、統括班、動員班、援護班、保健班、警防班）

（１）市は、区長・消防団・農協及び漁協等の関係団体、避難行動要支援者に係る病院及び福祉施設へ防災行政無線、ケーブルテレビ、携帯電話のメール等を利用して事故の状況を連絡する。

併せて、広報する場合は、正確かつ理解しやすい内容に努めるものとし、防災行政無線、ケーブルテレビ、携帯電話のメール等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することなどを広報する。

（２）避難対象区域の住民等への指示事項

避難を指示し実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ア　電気のブレーカーを落とし、ガス及び水道の元栓を閉める。

イ　戸締りをする。

ウ　落ち着いて行動する。

エ　自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。

オ　避難所（施設）ごとに決められた主要避難経路を基本として移動する。

カ　避難経路においては、警察官や誘導員の指示に従う。

キ　万が一、放射性物質が放出され、相当程度の被ばくが想定される場合は、県において、原子力発電所から３０キロ圏外の主要避難経路に救護所が設置され、身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認する検査（避難退域時検査）及び除染等が実施されるので、避難する市民等は、必ず経由し検査を受ける。

※避難退域時検査場所は以下のとおり

①有田中央運動公園（有田町、国道２０２号）

②歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道２０２号）

③旧山内庁舎（武雄市、国道３５号）

④白岩運動公園競技場（武雄市、国道３４号）

⑤杵藤クリーンセンター（武雄市、国道４９８号）

⑥旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道３４号）

⑦蟻尾山公園（鹿島市、国道２０７号）

ク　避難時の服装についてはできるだけ、帽子、マスク、フード付レインコート、ビニール手袋、長ズボン、長靴などを着用し、なるべく肌をさらさないようにする。

ケ　住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から３０キロ圏外へ移動する。

（３）屋内退避対象地域の住民等への指示事項

屋内退避を指示し実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ア　住民は、原則として屋内にとどまる。

イ　住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から３０キロ圏外へ移動する。

ウ　全ての窓、扉等の開口部を閉じ、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。

エ　なるべく外気の流入する個所を離れて、屋内の中央にとどまる。

オ　食品には、フタやラップをする。なお、屋内に保管している飲食物は摂取して差し支えない。

カ　防災行政無線、ケーブルテレビ、携帯電話のメール等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。

キ　電話による行政機関への問い合わせは、極力控える。

ク　屋内退避時の服装についてはできるだけ、帽子、マスク、フード付レインコート、ビニール手袋、長ズボン、長靴などを着用し、なるべく肌をさらさないようにする。

ケ　自主避難をする場合は、指定の避難所に避難するか、区長等に避難先を伝え避難する。

別紙５

避難所での留意点

（援護班、統括班、各班）

（１）市は、避難所における住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の協力を得るよう努める。

ア　避難所においては、相互に助け合うとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。

イ　避難状況を把握するため、必ず受付を行うよう協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨の報告をお願いする。

ウ　健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。

エ　避難住民の不安を解消するため、保健福祉事務所等において、健康相談等が実施される。

オ　不審な情報は、関係市町・警察等に確認する。
また、避難住民に対し、放射線被ばくなどに対する言われなき誹謗、中傷、差別といった事態が起こらないよう配慮する。